

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和5年7月4日（火）13時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 「高校生就労支援ネットワーク会議」を開催します
- ・ 小中高連携による防犯教育及び交通安全教育を実践します

質疑事項

- ・ 小中高連携による防犯教育及び交通安全教育を実践します
- ・ 訴訟事件の終了について
- ・ 文化振興条例案について

発表項目

○ 「高校生就労支援ネットワーク会議」を開催します

1点目は、高校生就労支援ネットワーク会議についてです。今回、新たな取組として、就労支援機関や経済団体、市町の福祉部門などに参画いただきまして、県内5地域で高校生就労支援ネットワーク会議を立ち上げることにいたしました。この会議は、人との関わり方などの面で支援が必要な県立高校の生徒に対する就労支援の方策について、協議を行うものであります。まず、資料1の開催の経緯のところをご覧ください。これまで県立高校では、就労に関わる進路指導において支援が必要な生徒に対しまして、個別の相談などに取り組んできましたけれども、校内での対応では十分とは言えない状況がありました。ここで十分とは言えない状況というのは、例えば、教員に知見が不足していて、専門的なアドバイスができないとか、学校だけでは協力的な企業を開拓することが簡単ではないといった状況を指しています。そこで、専門性を有する関係機関との連携が必要だということで、今回のネットワーク会議を立ち上げるに至ったものでございます。続いて、資料1の下、2の高校生就労支援ネットワーク会議についてのところですが、県内5地域におきまして、各地域の学校と関係機関が連携して取り組む具体的な支援内容について意見交換を行います。開催回数は、年2回を想定しています。そして、この会議を通じまして具体的にどんな支援に結びつけていきたいかですけれども、次の資料3の学校と関係機関が連携して取り組む具体的な支援内容のところにも幾つか記載しています。まず、1つ目のポツがキャリアカウンセリングの専門家による進路相談やソーシャルスキルトレーニングということですが、これ例えば、サポステの方に学校に来ていただいて、生徒や保護者の相談対応をしていただいたり、ソーシャルスキルトレーニングの授業を行っていただくようなことを想定しています。そして、2つ目のポツにありますように、事業所での実習を行っていただくとい

うことも想定しているところです。日時、会場、参加者につきましては記載のとおりです。参加いただく関係機関を見ていただきますと、サポステとか職安とか、障害者就業生活支援センターとか、市役所の担当部署などとなっています。この取組の説明はこんなところなのですが、1点だけ補足させていただきます。今回の事業で支援対象となる生徒というのは、具体的に一体どんな生徒なのかということですが、大まかに言うと、対人関係がとても苦手な生徒ということになるのですけれども、より具体的に言いますと、発達障がいなどの診断を受けたことがある生徒とか、高校入学時に、中学校から支援計画とか支援ファイルで引継ぎを受けている生徒、そういうところが、具体的に該当していくことになります。ちなみに今申し上げました、障がいの診断とか中学校からの引継ぎがある生徒というのは、我々の把握しているかぎり、今現在でも1,000人近く在籍すると思っておりますので、この支援のニーズは結構高いのではないかと考えております。

○ 小中高連携による防犯教育及び交通安全教育を実践します

続きまして、小中高連携による防犯教育及び交通安全教育についてです。児童生徒が、身近な危険に気づき安全な行動ができる力を身につけて欲しいということで、伊賀市緑ヶ丘地域におきまして、児童生徒による通学路の危険箇所の調査、リストアップ、デジタル安全マップづくり、高校生による小中学校への出前授業などに取り組んでまいります。実践地域のところですが、伊賀市緑ヶ丘地域ということで、伊賀白鳳高校を拠点校にしまして、通学路を共有しています、伊賀市立緑ヶ丘中学校、上野東小学校の3校で取組を行います。取組内容は大きく4つございまして、まず、危険箇所のリストアップということで、児童生徒が通学時などに防犯上や交通安全上で危険と感じる箇所を撮影しまして、その写真と理由を添えて、学習端末を用いてマップに印を付けてデータ化いたします。また、現地調査も行うということです。次に、学校安全アドバイザーによる防犯交通安全研修です。調査結果などを踏まえて、3校合同の教職員対象の防犯交通安全研修を行います。ここでアドバイザーと言っているのは、警察署での勤務経験のある方でございまして、2名を想定しています。それから、危険箇所の確認とデジタル安全マップづくりですが、各校で児童生徒が、マップ上のデータを整理し、その整理されたマップを高校生が1つのデジタル安全マップに合成いたします。そして、締めくくりが、高校生による小中学校への出前授業とマニュアルの作成です。伊賀白鳳高校の生徒が、合成したデジタル安全マップを活用して、小中学校で出前授業を行います。また、他の学校でもマップを作成できるように、「デジタル安全マップ作成マニュアル」を作成いたします。ちなみに、このデジタル安全マップのイメージを持っていただくために画面を用意いたしました。こちらの画面のとおりでございまして、例えば、このマークのところをタップいたしますと、危険情報とか写真が表示されるようになっています。そして、自分のマップへの取り込みも可能ということになっています。実は、去年もこのデジタル安全マップづくりをしておりまして、津市の久居地区でやったのですが、この久居地区で作ったマップの閲覧数というのは、既に現在、延べ19,000回を

超える状況になっているところがございます。結構注目されているものがございます。画面の右手には、去年、高校生の出前授業を受けた中学生の感想を載せておきました。前向きなコメントが多くなっております。最後になりますけれども、この事業は、作成した安全マップを保護者や警察署、地域が共有することで、実践地域全体での見守り強化につなげることも大きな狙いがございますので、資料の一番最後に記載しております「3 成果物の活用等について」のところも非常に重要と考えています。ここにありますように、作成したマップは、実践地域の学校のホームページに掲載し、児童生徒が学習端末で危険箇所を確認できるようにいたします。また、保護者や警察署等と共有し児童生徒の見守り強化につなげます。また、市町等教育委員会や県立学校との会議におきまして、取組の成果と課題を共有いたしますし、「デジタル安全マップ作成マニュアル」を配布することで、マップづくりの普及を、横展開を図っていくこととしています。

発表項目に関する質疑

○ 小中高連携による防犯教育及び交通安全教育を実践します

(質) 2つ目の防犯教育・交通安全教育ですが、前回、昨年度に久居地域でも行われた。

(答) そうです。

(質) 今回が2回目ということになる。

(答) 実は実践地域を選定して実施しているのは平成30年からでございます、こういうデジタル安全マップづくりを行ったのは昨年からです。30年度から小中高連携で取り組んでいるのは、同じでございます。

(質) わかりました。あとデジタルのこの地図は、グーグルマップにマイマップとして使えるようにするという。

(答) そうです。

(質) デジタル安全マップですが、伊賀市でやるのはどうしてなのか。

(答) これまで各地、松阪とか南勢志摩とか北勢とか、去年は津ですけれども取り組んできて、今回は伊賀なのですけれども、この場所を選定したのは、近くに名阪国道が通っていて、インターチェンジが近くにありまして、交通量も多いし、大型のトラックなども行き交う場所でございます、また付近は、通学路などは細い道があったり、見通しの悪いところ等があつて、交通安全上、いろいろと留意すべき点が多いということで選んでおります。

その他の項目に関する質疑

○ 訴訟事件の終了について

(質) 今日の教育委員会報告6の訴訟事件の終了、説明を教育委員にされたのですよね。

(答) そうです。

(質) 反応はどんな感じだったか。

- (答) 今日自体は、前からもう記者発表されているものですので、特に感想はなかったのですが、前にももう少しフリーな形でお話をしたことがありまして、その時の反応はわかりますか。
- (答 生徒指導課) その時は、教育委員会としても重く受けとめていますということではおっしゃっていただいていますし、再発防止に向けてしっかり頑張りたいと聞いております。
- (質) 教育委員会として重く受けとめていると言ったのは教育委員会側が、要は県庁組織がそういうふうにしたのか、それとも教育委員が委員会として重く受けとめていると言ったのか、どちらなのか。
- (答 生徒指導課) 教育委員会の方が言いました。
- (質) 向こうの委員たちの何か感想はなかったか。
- (答 生徒指導課) しっかりやってくださいという言い方をいただいています。
- (質) 改めて教育長の所感としてはどうですか。
- (答) やはり、高校生が死を選ぶことになったことに関して、深く受けとめておりますし、保護者の方が亡くなるということに関して、お悔やみを申し上げたいと思います。この事案は第三者委員会の調査も入って、いじめと死の間に因果関係もあったというふうにされておりますので、その反省を踏まえまして、いじめの撲滅をしっかり進めていかなければならないというふうにございます。
- (質) 裁判にそんなに時間がかかったとは思わないけれど、その中で不幸にも原告側は亡くなっているのです、その辺の対応の時間のずれとか、そういうことに対しては致し方ないという感じですか。
- (答) 実際に手続きを進めている最中ではございましたので、弁論はまだ始まってなかったのかな。
- (答 生徒指導課) 口頭弁論が1回あっただけです。
- (答) こちらもいろいろ答弁の用意など、準備の方なども進めていたところではございまして、これから話し合いもされる段階にあったというところでお亡くなりになったということで、我々としては、今回の事案を深く受けとめて、今後につなげるということしかないのかなと思っています。
- (質) 結局この事案についても、掘り起こしというのはもうなくなるわけですね。
- (答) 掘り起こしといいますか、いじめ対策審議会というのが教育委員会に第三者機関としてありまして、そこで、1回、第三者が調査をして報告もしています。これを受けて、保護者が納得されなかったため、今度は子ども・福祉部の方にあります、いじめ調査委員会がもう一度調査をしまして、若干調査報告に差はありましたけれども、基本的にいじめというのは実際あったというふうにご認識されておりますので、このいじめによって生徒が死に至ったということを教育委員会としては重く受けとめて、そのいじめ調査委員会の報告があった時点で教育委員会と子ども・福祉部とでワーキングを作りまし

て、今後に向けた対応のポイントを去年の8月にまとめまして、各学校に周知をして、今後こんなことのないようにということで取り組んでいるところという経緯でございます。

(質) ただ原告の方は、それは納得しなくて、民事だけ賠償請求の問題とか。逆に言ったら、今度はその賠償請求とは言いながら、そこで司法の判断が出るわけで、最後までやっていたらですよ。その過程の中でいろいろ両委員会で、検証した以外のことも出たかもしれないし、もう少し事案が深掘りできた可能性がある。その辺はもうこれで終わってしまったと。

(答) 訴訟で争われていたのは、我々の方に注意義務違反といいますか、損害賠償をしなければならないほどの義務違反があったかどうかの部分でございます。その部分は明確な判断は得られなかったということになるのですが、我々としては、この亡くなったお子さんの部活動の顧問にはそういう義務違反はなかったということで対抗していたということでございます。

(質) 仮に義務違反があるから賠償は認めるという判決が出たこともあるかもしれない。その時には、県の対応もそれと両委員会の対応も、若干違う形になるわけじゃないですか。そのところはふさがれてしまったということですね。

(答) そうですね。

(質) あと、教育委員会、地方教育行政関連法によると、一応、原則公開じゃないですか。

(答) 教育委員会定例会ですね。

(質) 過去を見ると、まあ今日もそうだけど、一応、個人情報が入るということでふさいでいるのですが、教育委員会定例会、例えば今日の案件でいくのであれば、報告5までは公開にして、6に関しては秘密会でやるとか、なんかそういうことはできないのですか。

(答) 今日実際、その審議題の議案14と報告題の5と6は秘密会でしているのです。で、報告の1から4は公開でしておりまして、会議の順番を入れ替えて、報告の1から4を先に公開でやって、その後、議案の14と報告の5、6を秘密会でやっています。

(質) ということは、1から4のところは傍聴しようと思えばできた。

(答) できます。

○ 文化振興条例案について

(質) あと、今、県議会でも問題になっている、その文化振興条例、継続審査になっていきますけど、教育長の権限に係るところがまあ大きいという、その法定手続きをしていなかったから差し戻し、継続審査になっているのですが、これ教育委員会というか、教育長の見解としてはどんな感じになるのですか。平成20年に教育委員会規則を変えているじゃないですか。そこには、知事の文化行政に関する権限をうたってますし、確かに条例はできてないのだけど、過去、文化振興方針4本とか、それとか博物館ができた時と

か、過去、実質的に既に文化行政の権限というのは知事に移っているじゃないですか。

(答) そうですね、我々もそういう認識でして、平成7年に部制条例ができた時に、もう既に文化行政は知事部局がやっています。そのころは地教行法にそういう特例条例を作らないといけないという文言はありませんでしたので、特に問題意識は持ってない状況です。その後、平成19年にそういう文言ができたのですけども、その時にはもう、県庁全体が文化行政は知事部局という意識でいましたので、特段の条例提出には至っていない。その後、平成24年にスポーツが移管された時はしっかりと特例条例が作られて、教育委員会にも意見の照会があって、適当と回答したという、そういう状況です。時系列で見ると、ある程度理解できるのかなと我々は思っております。

(質) 要は、文化行政がもう首長権限に移っているのは理解できる。

(答) そうです。

以上、13時48分終了